

北見市除雪連絡協議会会則

(名 称)

第1条 この会は、北見市除雪連絡協議会（以下「本会」という）と称する。

(目 的)

第2条 本会は、市民、除雪業者、市が連携協力し、道路除雪の向上を目的とし設置する各地区の除雪連絡協議会相互の連携を深め、情報交換や共通事項について協議を行い、冬期道路環境の向上を図ることを目的とする。

(構 成)

第3条 本会は、次の各号の者をもって構成する。

(1) 各地区除雪連絡協議会の役員

(2) 除雪業者の代表

(3) 都市建設部次長、都市建設部主幹、道路管理課長、道路管理課職員

2 本会は、必要に応じて前項に規定する以外の者を加えることができる。

3 本会は、目的達成のため関連組織との連携強化を図る。

(役 員)

第4条 本会に次の役員を置く。

(1) 会 長 1名

(2) 副会長 3名

(3) 幹 事 2名

2 会長、副会長、幹事は構成員の中から互選とする。但し会長及び副会長は各地区会の会長から互選とし、幹事は除雪業者の代表及び都市建設部次長とする。

3 役員任期は2年間とする。ただし、再任は妨げない。

4 役員が任期途中で辞任しようとするときは、役員会の承認を得なければならない。

(役員職務)

第5条 会長は、本会を代表して会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときはその職務を代理する。

3 幹事は、会務を処理する。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は都市建設部道路管理課に置く。

(会議の開催)

- 第7条 総会は年1回とし、除雪シーズン終了後を目途に開催する。
- 2 会長は会議運営の議長を務める。
 - 3 会長及び役員が必要と認めたときは臨時総会を開催することができる。
 - 4 会長及び役員が必要と認めたときは役員会及び合同役員会を開催することができる。

(審議事項)

- 第8条 本会は目的を達するため次の内容を協議する。
- (1) 地区除雪連絡協議会相互の情報交換及び連絡調整に関する事。
 - (2) 関係機関等への協力要請に関する事。
 - (3) 市民への啓蒙啓発活動に関する事。
 - (4) 除雪作業に対する協力及びその周知に関する事。
 - (5) その他目的達成に関する事。
- 2 役員会は、次の各号を審議する。
- (1) 総会に附する審議事項に関する事。
 - (2) 会長及び役員が必要と認める審議事項に関する事。

(その他)

- 第9条 会長の委嘱により、各地区にサーベラス委員(監視員)を若干名置くことができる。
- (1) サーベラス委員は、除雪体制の効率化を図るため、所管地域の降雪状況を市役所及び除雪センターとの間で情報交換を行う。
 - (2) サーベラス委員の任期は2年とする。但し、再任は妨げない。
 - (3) 会長が特に必要と認めた場合は、役員会へ招集することができる。
- 2 本会の会則に定めがない簡易な事項については、役員会が別に定める。

附 則

この会則は、平成17年10月23日から施行する。

この会則は、平成20年 5月28日から一部改正する。

この会則は、平成21年 7月 8日から一部改正する。

この会則は、平成30年 8月24日から一部改正する。